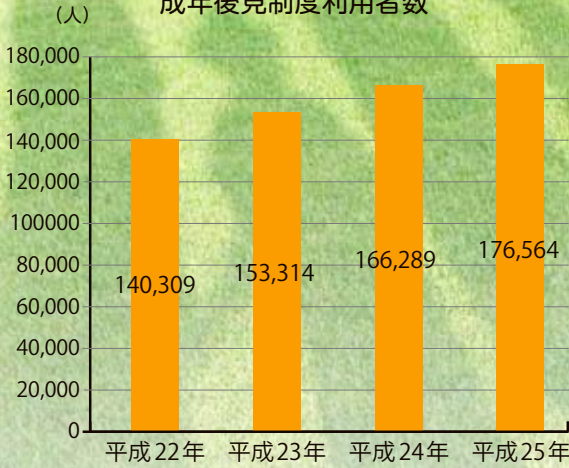


成年後見制度利用者数



成年後見制度は制度の名前が難しく、社会での認知度が低いのが現状です。ただ、利用する方は年々増加しています。

自分の権利を守ろう！

～成年後見制度について～

健康福祉課地域包括支援センター ☎️ (25) 1182

どんな制度なの？

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が不十分になってくると、本人が財産をうまく管理できなくなるなど、日常生活において支障が出てきます。そこで、支援者が預貯金の管理や日常生活でのさまざまな契約を本人に代わって行い、本人の権利を守るのが成年後見制度です。

支援者は何をするの？

支援者は、本人の生活、医療、介護、福祉など、身の回りのことにも目を配りながら保護や支援をします。また、本人に代わって大切な契約を行ったり、お金の管理を行います。しかし、主に、法律行為に関するものが業務とされているため、食事の世話や実際の介護は職務として定められていません。

誰が支援者になるの？

支援者は、配偶者や親族・知人などがなることが多くなっています。ただ、法律や福祉の専門家、また法人などが支援者になる場合もあります。いずれにおいても、家庭裁判所が本人にとって最適と思われる人や法人を選びます。

どうしたら利用できるの？

家庭裁判所で手続きを行います。

ます。家庭裁判所は申請のあったかたの状況を確認し、制度を利用する必要があるか決定を行います。(利用の流れ)

費用はかかるの？

申請時に収入印紙代や切手代などで約1万円ほど必要になります。ただし、鑑定が必要な場合は鑑定料が必要となり、高額な申請費用となる場合もあります。

※鑑定とは、本人の判断能力の程度を医学的に十分に確認するためのものです。

判断能力が不十分でないと利用できないの？

判断能力が十分なうちに、誰に、どのような支援をしてもらうかをあらかじめ契約により決めておく制度(任意後見制度)もあります。

自分のために事前準備しておける制度です。認知症などになることを想定して自分の今後のために制度を利用することを勧めます。

どこに相談したらいいの？

制度を利用するには、必要な書類を準備する必要があります。また申立費用の面でも不安になるかたが多くみられます。

まずは地域包括支援センターかお近くの家庭裁判所に相談してください。

利用の流れ

申し立て準備

必要な書類一式を受け取り、診断書、戸籍謄本、申立書の作成などの準備をします。

※書類一式は各家庭裁判所、地域包括支援センターにおいてあります。また、家庭裁判所のホームページからも印刷できます。

申し立て

申立書などの書類とともに、申立手数料の費用を用意し、家庭裁判所へ申し立てを行います。

※申し立ては裁判所への事前予約が必要です。

審判手続き

調査、審問などを受けます。

家庭裁判所の調査官が、本人や家族、医師などから本人の精神的な障害の程度や生活状況を確認し、その実情に応じて、最も適切だと思う人を後見人などに選任します。

支援開始

後見人などが決まり、保護支援を開始します。

援助

・財産管理
本人の預貯金の管理、不動産の処分などの財産に関する契約などについて支援を行います。

・身上監護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続き、費用の支払いなど、日常生活に関わる契約などの支援を行います。